

旧警戒区域（富岡町）居住の申立人が家庭菜園用に所有していたショベルカーを、管理不能による財物価値の減少を予防するため、平成24年に自宅から旧警戒区域外に持ち出したことで生じた持出費用、保管場所構築費用、交通費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

・損害項目

- (1) ショベルカーの再起動費用・持出費用・保管場所作成費用

期間 自 平成24年3月12日 至 平成24年5月13日

- (2) ショベルカー保管のための交通費

期間 自 平成25年5月1日 至 平成25年8月31日

- 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、12万2841円であることを認める。

（内訳）

ショベルカーの再起動費用・持出費用・保管場所作成費用

75, 249円

ショベルカー保管のための交通費

47, 592円

合計金額

金122, 841円

- 3 支払方法

（省略）

- 4 清算

第1項に掲げる損害項目（同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月20日

（仲介委員 桑村竹則）